

## 感染症と出席停止について

学校において予防すべき感染症(次ページ参照)と医師により診断された場合、感染拡大を防ぐため、決められた期間は出席停止となります。

### 学校において予防すべき感染症(次ページ参照)と診断されたら…

- 速やかに『**ほうれんそう窓口**』に入力してお知らせください。感染拡大を防ぐため決められた期間は、出席停止となりますので、大学には登校せず自宅療養してください。
- 治癒(ちゆ)後(医師において感染のおそれがないと認められたら)医師に本学指定の『**登校許可書(治癒証明書)**』に記入してもらい、出席停止期間後、『欠席届』とともに**教務課**に提出してください。

※**登校許可書(治癒証明書)**は

本学ホームページ

在学生の方へ ⇒ 学校生活に関する届出について

⇒ ●**登校許可書(治癒証明書)**

からダウンロードできます。

印刷して医療機関に持参し

医師に登校許可をもらってください。

※医療機関発行の診断書や証明書を提出する場合は、医師に出席停止期間を記載してもらってください。

※医療機関発行の診断書の方が登校許可書より高額になることがあります。

## 予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則の条文どおりとする)

	感染症名		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	治癒(ちゆ)するまで
	痘そう	南米出血熱	
	ペスト	マールブルグ病	
	ラッサ熱	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	特定鳥インフルエンザ	
	重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)		
	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)		
上記の他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症			
第二種	インフルエンザ		発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで※
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)		発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで※
	百日咳		特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで※
	麻疹(はしか)		解熱した後3日を経過するまで※
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで※
	風しん		発しんが消失するまで※
	水痘(みずぼうそう)		すべての発しんが痂皮化(かひか)するまで※
	咽頭結膜熱(プール熱)		主要症状が消退した後2日を経過するまで※
	結核		病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ	細菌性赤痢	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	腸チフス	パラチフス	
	流行性角結膜炎	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症(O157など)		
	【その他の感染症】	その他の感染症は、必要があれば医師の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることができる	
溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など			
※…病状により医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りではない			